

全国森林計画（素案）からの変更箇所

No.	該当箇所	修正案	修正前（素案）
1	I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の基本的な考え方 【(案) P2】	「森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能 ^注 を総合的かつ高度に発揮させるため、…」 (末尾に以下を追記) <u>「注：全国森林計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。」</u>	「森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、…」
	【(案) P10、13、16】	※上記に関連して、「公益的機能」及び「多面的機能」の言葉に「森林の有する」が必要な箇所について追記。	
2	II 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項 (2) 間伐 【(案) P10】	「間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、 <u>根の発達</u> が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。」	「間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。」
3	III 森林の保全に関する事項 2 保安施設に関する事項 (3) 治山事業 【(案) P20】	「このほか、現地の実情に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。」	「このほか、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。」
4	第5表 公益的機能別森林における施業方法 【(案) P29】	③ 快適環境形成機能 (ア) 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林	③ 快適環境形成機能 (ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林